

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成24年度第2回) 議事要旨

第1 日時

平成24年9月19日(水) 午後1時30分

第2 場所

仙台高等裁判所第5会議室

第3 出席者

(委員) 相澤恵一・官澤里美・坂田 宏・田村幸一(委員長)・野家啓一

(庶務) 宮城仙台高裁総務課長・後藤仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 佐々木仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
- 2 平成25年上半期の裁判官指名候補者の情報収集について
- 3 提供された情報の取扱いについて
- 4 次回等の予定について

第5 議事

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
庶務から、次の各期日の審議結果の概要が報告された。
 - (1) 平成24年7月5日
 - (2) 平成24年9月3日
- 2 平成25年上半期の裁判官指名候補者の情報収集について

(1) 情報受付の周知依頼について

審議の結果，平成24年9月5日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知（以下「委員長通知」という。）に従って，別紙1の依頼文書により，対応する検察庁及び弁護士会に対して，情報収集の受付期限を平成24年11月5日までとして情報受付の周知依頼をすることとされた。

(2) 弁護士会に対する書簡について

委員長通知に基づく情報の提供方法に関する弁護士会あての書簡については，審議の結果，別紙2のとおりとすることです承された。

(3) 提供された情報の扱いについて

情報受付の周知依頼に基づき，当委員会に情報が提供された場合は，従前どおり，その都度，庶務において各委員に連絡し，各委員は，来庁して提供された情報を閲覧することとされた。

(4) その他

ア 委員から，指名候補者の前任地の弁護士会への情報受付の周知依頼ができないかとの意見が出され，これに対して委員長から，地域委員会による情報受付の周知依頼の範囲は，指名候補者の現任地に対応する庁会とされており，その範囲を広げるか否かは中央の委員会の問題であり困難であるとの説明があった。

イ 委員から，指名候補者に関する情報が，指名候補者の前任地の庁会に所属する検察官，弁護士から地域委員会に寄せられた場合は，その情報を中央の委員会に送付するのかなどの質問が出され，次回委員会において庶務から説明させることとされた。

3 上記2(1)で依頼する対象者ではない者に関する情報の取扱いについて

いずれも情報の受付期間終了後に提出されたものであり，かつ段階評価式アンケートによる段階評価の記載だけであることから，中央の委員会には送付しないこととされた。

第6 次回等の予定について

11月15日（木）午前10時30分

(別紙1)

平成24年9月28日

殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 田村 幸一

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成25年2月から平成25年9月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成24年11月5日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付けます。）

なお、当委員会の次期開催予定日は、平成24年11月15日（木）です。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（対象裁判官、情報内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できるだけ日時と具体的状況に基づいて記載してください。）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各情報提供者個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は御持参ください。

(別紙2)

平成24年9月28日

弁護士会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 田村 幸一

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日、当地域委員会から、貴弁護士会に対し、裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について御依頼したところですが、この情報受付の周知依頼に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会に対し、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという当委員会の考え方を改めて伝えていただきたい。」との連絡を受けております。この点につきまして格段の御配慮をお願いいたします。

敬 具